

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 第1期中期計画

[平成18年3月31日 文部科学大臣変更認可]

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条第1項の規定及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）第1期中期目標に基づき、本学の第1期中期計画を以下のとおり定める。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○教育の成果に関する具体的目標の設定

- ・中期目標期間中の各年度における学生収容定員を別表のとおり設定する。
- ・博士前期課程では、幅広い知識、高度な基礎学力、語学力と倫理観を、博士後期課程では、問題を自ら発見し、研究計画を立案し、解決でき、発表できる能力を修得させ、
 - 1) 先端研究を支える研究者・教育者・高度専門職業人
 - 2) 幅広い知識と創造力を持って研究成果を実用化する能力を持つ人材
 - 3) 社会の要請にあった新しい分野の研究企画・開発ができる人材を育成する。

○教育の効果の検証に関する具体的方策

- ・博士前期課程では、幅広い知識、高度な基礎学力と語学力を審査する。
- ・博士後期課程では、問題を自ら発見し、研究計画を立案し、解決し、発表できる能力を審査する。
- ・論文発表、学会発表、学位取得率、国際交流、就職状況などに基づいた評価を実施し、教育制度の改善に反映させる。
- ・本学出身者に対する終身アカウント・メールアドレスを利用し、本学での教育の成果の実態調査を行い、教育制度などの改善に反映させる。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッションポリシーに応じた入学者募集のための具体的方策

- ・国内外の大学及び産業界を含む社会に対して、本学における教育の目的・目標、アドミッションポリシーを公表する。
- ・ホームページによる国内外への最新情報の発信、大学案内冊子の整備、オープンキャンパスや学生募集説明会など定期的な大学説明会を推進する。
- ・ホームページなどの英語版を充実させ、外国人留学生への情報発信力を高める。

○アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・目標とする学生を確保するために、多様な観点から入学者を選抜する。
- ・全学教育委員会において、アドミッションポリシーに応じた学生の受入れができていないかどうかを評価し、必要に応じて入学者選抜方式を改善する。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・全学教育委員会において、体系的な教育課程を編成し、専門科目の修得に加えて、融合領域あるいは関連他分野の知識の修得も可能にする。
- ・複数指導教員制など、組織が責任をもつ教育指導体制を充実させる。
- ・博士前期課程では、幅広い知識、高度な基礎学力、語学力、倫理観を育む総合的な教育を推進する。
- ・「科学技術論」、「科学倫理」の講義を実施し、社会と科学、科学者としての倫理に関する問題意識を育む。
- ・博士後期課程では、問題を自ら発見し、研究計画を立案、遂行するとともに、英語で発表できる能力を育成する。
- ・博士後期課程の学生に対し、TA（教育補助者）を経験させることにより、「学ぶ」だけでなく「教える」能力を養成する。

- ・学生の経歴、進路ならびに社会のニーズに対応できる多様な履修制度を整備する。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・少人数による演習、産業界を含む外部講師によるゼミナール、研究成果発表と質疑、「プレゼンテーション法」授業など多様な授業形態を取り入れる。
- ・研究課題の発表能力と質疑応答能力を育成する体制を整備する。
- ・レポートの評価や演習に、TAや若手研究者を活用することにより、教育を実践させる機会を作る。
- ・オフィスアワーを設け、きめ細かい指導を行う。
- ・毒物、劇物、放射線物質などの取扱い・安全教育などを徹底する。
- ・履修要覧（シラバス）の内容をさらに充実させ、教員のガイダンスのもと、学生の履修科目選択の用に供する。オンライン版についてもさらに充実を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・各授業科目の成績評価基準を履修要覧（シラバス）に明示し、明確かつ公正な成績評価体制を確立する。また、成績評価についての説明責任を果たす。
- ・学生の評価においては、試験結果の成績に加え、課題に対するレポートやセミナーなどにおける表現能力を厳密に評価する体制を整備する。
- ・優秀な学生に対する顕彰制度を整備する。

（３）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・全学教育委員会で、体系的なカリキュラムに応じた適切な教員を配置する。
- ・本学教員の専門分野外の先端的な教育分野については、国内外の研究者等を非常勤講師として配置する。
- ・各研究科において、英語、倫理、メンタルヘルス、知的財産権などの一般科目を開講し、より効果的な教育を行うため、それぞれの分野で専門的教育あるいは経験を有する人材を登用する。

○教育に必要な設備、図書館、全学情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・情報科学センターと連携し、全学的な立場から電子図書館、全学情報ネットワークの計画的な整備を進め、学内での教育への利用、学外からの情報収集、本学の教育成果の学外への情報発信などに活用する。
- ・場所と時間を選ばずに自主的に英語学習などができる支援体制を整備する。
- ・平成16年度に総合安全衛生管理委員会を設置し、研究教育上の安全管理システムを構築する。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・全学教育委員会は、評価会議と連携し、全学における教育全般の評価を実施し、改善の施策に当たる。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びファカルティデベロップメントに関する具体的方策

- ・受講者が意欲的に調査し考察することが出来るような教材、指導法を工夫し、自己学習の方向付けをする。
- ・全学教育委員会は、ファカルティデベロップメントに関する討論会や講演会などを少なくとも年1回開催し、授業方法の改良に努める。

○学内共同教育等に関する具体的方策

- ・学内共通講義の実施及び全学情報ネットワークを利用した他研究機関との共同教育の推進を図る。

○国際化のための教育実施体制等に関する具体的方策

- ・各研究科に外国人教員を任用し、会話・討論能力を高めるとともに、論文作成法やプレゼンテーション法を習得する機会を増やすことにより、英語能力向上のための教育を推進する。
- ・場所と時間を選ばずに自主的に英語学習ができる環境をつくるために、平成17年度までに、ネットワークを利用した英語教育システムを整備するとともに、図書館に語学学習用資料を整備する
- ・上記システムに付随する英語能力評価テストを年2回実施し、学生の英語能力を評価する。授業における評価と併用し、英語教育システムの改善に役立てる。
- ・博士後期課程の学生に対しては、21世紀COEプログラム、本学支援財団の支援により、国際学会での発表や海外研修を奨励する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・複数の教員が学生の研究教育の内容と進捗状況の評価し、助言、支援を行う。
- ・オフィスアワーを設け、きめ細かい学習相談に当たる。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- ・定期健康診断及び特別健康診断の徹底を図る。
- ・心身の健康を維持できる環境を整備する。
- ・学生の意見・要望・提言の収集体制を整備し、研究教育と学内運営に反映させる。
- ・平成17年度までに整備を予定している終身アカウント・メールアドレスを利用し、本学修了生などの動向や就職に関する情報を収集し、就職支援に活用する。
- ・相談員・カウンセラー制度を充実させ、学生が持つ生活や研究教育上の悩みの解決を図る。
- ・平成16年度から就職支援のためのセミナーや講演会を開催し、就職情報を提供する。

○経済的支援に関する具体的方策

- ・平成16年度に、事務局内に各種奨学制度の紹介と申請手続を支援する人員を配置する。
- ・平成16年度に総合企画会議を設置し、外部資金及び大学の資金を活用して授業料免除や奨学金制度などの支援体制を構築する。
- ・本学支援財団などを活用し、学生の国際交流、教育、学術研究活動を支援する。

○社会人や留学生等に対する配慮

- ・平成17年度までに、留学生に対して、渡日、滞在、帰国に必要な各種手続の便宜を図るとともに、宿舍情報、生活情報の提供サービスなどの充実を図る。
- ・平成17年度に、終身アカウント・メールアドレスを利用した本学修了生の国際ネットワークを構築し、相互情報交換を容易にする。
- ・社会人に対しては、働きながら学べる教育環境や長期履修制度などの多様な履修制度を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○大学として目指すべき研究の方向性と重点的に取り組む領域

- ・情報科学、バイオサイエンス、物質創成科学の分野に取り組む。
- ・情報生命科学などの融合領域にも積極的に取り組み、最先端の問題の探求とその解明を行う。
- ・国の施策や社会の要請の強い課題について、積極的に取り組み、次代の社会を創造する国際的水準の研究成果の創出を図る。
- ・産官学連携による研究を推進し、研究対象の拡充と質の向上を図る。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・産業創生のためのプロジェクトを推進するとともに、高度な専門技術性を有する研究者・技術者を提供する。
- ・研究成果を広く世界に積極的に発信する方策を拡充する。

- 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
 - ・評価の高い内外の国際会議や学術誌で発表を行う。
 - ・研究成果を産業界へ還元する。
 - ・評価会議の下で、研究教育の業績、社会活動の業績などのデータを公表し、研究の質の向上のための施策にフィードバックする。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
 - ・大学の研究企画を戦略的に推進するため、総合企画会議を設け、研究企画活動を活性化させる。
 - ・国内外に優秀な人材を求め、世界的に優れた研究体制にする。
 - ・特任教員、ポストドクトラルフェローや特別協力研究員の活用を促進する。
 - ・新領域へ積極的に人材を投入できる体制を検討する。
 - ・サバティカル制度を導入し、教員の研究能力の向上を図る。
- 研究資源の配分システムに関する具体的方策
 - ・研究室の設備やスペース、研究補助スタッフや研究資金を機動的かつ柔軟に配分するための体制を整備する。
 - ・基盤的かつ長期的研究を継続的に支援できる施策を立案し、実施する。
- 研究支援体制に関する具体的方策
 - ・全学情報ネットワークを活用し、最新情報の収集と発信を図る。
 - ・先端的研究に必要な設備と施設を整備する。
 - ・公募型研究プロジェクトなどの研究計画立案、申請などの支援体制を整備し、外部研究資金の獲得を図る。
 - ・国際研究集会での発表や開催の支援、国内外研究機関との研究者交流の支援機能を整備する。
 - ・研究活動に必要な学術情報を提供する支援体制を充実させる。
- 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
 - ・先端的研究の進展に対応できる実験機器類の整備拡充を定期的に行う。
 - ・研究設備などの活用・整備を行う研究支援要員を配置し、育成する。
 - ・電子図書館の充実とともに、全学情報ネットワークや情報サービス機器類も定期的に整備する。
 - ・ベンチャービジネスラボラトリーを効果的に活用し、高度の専門的職業能力を持つ創造的人材を育成する。
 - ・研究科の連携強化による融合領域の研究を推進するため、研究施設を整備する。
 - ・研究施設の整備とともに、これらの厳格な安全管理体制も構築する。
 - ・インキュベーション施設の整備を図る。
- 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
 - ・特許などの知的財産の取得手続きに関する支援体制を充実させる。
 - ・大学の知的財産の発信機能を高め、外部資金のより一層の獲得に努める。
 - ・大学の知的資源を活用し、受託研究などの拡充を図る。
- 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - ・評価会議の下で、自己点検評価及び外部評価を定期的を実施する。
 - ・教職員が研究情報を共有し、建設的なピアレビューができる体制を整備する。
 - ・研究業績や社会的活動のデータベースを整備し、研究活動の質的向上や改善にフィードバックする。
- 学内共同研究等に関する具体的方策
 - ・プロジェクト研究について、テーマを発掘し、推進する研究体制を整備する。

- ・融合領域を開拓する共同研究を推進する。

○研究科の研究実施体制等に関する特記事項

- ・21世紀COEプログラム戦略推進本部を強化し、プロジェクト研究の推進と優秀な研究者の育成を行う。
- ・情報生命科学などの新領域や融合領域の研究を推進するための組織体制を検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・産業界、官公庁及び大学を対象に、最新の研究成果を発表するシンポジウムを毎年1回開催する。
- ・一般市民を対象とした公開講座を毎年1回実施する。
- ・学生及び学外の教員を対象とした体験入学を毎年1回、学生、企業人、一般市民を対象としたオープンキャンパスを毎年2回開催する。
- ・社会人の受入れを拡大するために、長期履修制度や教育プログラムを整備する。
- ・地域との連携を強化し、地域に貢献するプロジェクトとして、地域の中学校・高等学校などとの連携した教育を毎年実施する。

○産官学連携の推進に関する具体的方策

- ・産官学連携推進本部に産学連携コーディネータを配置し、研究協力の支援や、研究成果や最新技術などの産業界に向けた情報発信、民間企業との受託研究など産官学による研究協力体制を整え、新事業開拓や大学シーズの移転のコーディネート機能を強化する。また、サテライトオフィスを産官学連携の窓口として活用する。
- ・教員及び学生の研究成果活用による特許の取得、起業などを奨励する。
- ・ベンチャービジネスラボラトリーを利用した研究開発と、起業セミナーを毎年実施し、起業家精神を養成する。

○留学生交流その他諸外国の大学等との研究教育上の交流に関する具体的方策

- ・大学独自の外国人留学生支援制度を構築する。
- ・外国人講師による英会話、英語プレゼンテーションや英語論文作成法などの教育を充実させる。
- ・学生の国際会議における研究発表を支援するため、旅費などの海外渡航諸費用の補助を行う。
- ・海外からの留学生や若手研究者の生活支援体制を充実させるため、受入窓口を設置する。
- ・TA制度を活用し、留学生の個別指導を充実させる。
- ・研究教育内容を国内外へ公表するため、英語版の大学紹介冊子、ビデオは数年に一度、ホームページは随時更新して充実を図る。
- ・海外からの学生や研究者の宿泊施設を平成17年度までに整備する。

○研究教育活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・海外の優れた教育機関や研究機関との交流協定に基づき、若手研究者や学生の交流を奨励する。
- ・国際会議や国際シンポジウムなどの開催支援のための体制を充実させるため、平成17年度までに支援担当者を配置する。
- ・得られた研究成果やさまざまなリソースを広く世界に積極的に発信するため、海外で開かれる国際学会での研究発表の支援、広報活動やホームページ等の充実を行う。
- ・海外研究者や留学生の教育や生活における問題点を改善するために、意見を聞く窓口を設置し、必要に応じた支援を行う。

(2) 基本的人権の擁護に関する目標を達成するための措置

- ・人権問題、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメントなどの啓蒙活動を実施し、相談窓口を整備する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
 - ・全学の委員会を整理・統合し、役員会に管理運営機能を集約するとともに、総合企画会議を設置し、全学的な視点に立って企画立案及び実施する体制を整備する。
 - ・評価会議を設置し、外部評価を含めた評価システムを整備し、自己規律、自己責任体制を確立し、社会に対して説明責任を果たす。
- 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策
 - ・各理事の職務分担及び権限責任を明確化するとともに、学長の指示のもと、大学の運営・教学などの重要事項を企画立案し、遂行する体制を整備する。
 - ・整理統合された全学委員会の委員長をそれぞれの担当理事とし、迅速かつ効率的な運営を図り、その責任体制を確立する。
- 大学情報を一元的に管理するための具体的方策
 - ・大学の多様な情報をデータベース化して、広報や自己点検・評価などに活用できる一元的な管理、運営体制を構築する。
 - ・平成17年度までに、大学情報管理に関する学内規則及び管理体制を整備する。
- 大学の知的財産の拡充と活用のための具体的方策
 - ・知的財産本部を含めた産官学連携推進本部の充実発展を図り、産官学連携を推進し、知的財産の創出、取得、管理及び活用を通じて、社会に還元、貢献する。
- 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策
 - ・企画・運営を効率的に行うため、教員及び事務職員で構成する企画室を学長の下に設置する。
- 全学的な視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
 - ・研究教育活動の充実・発展を図るため、研究教育の特性に配慮した資源配分を計画的かつ重点的に行う。
- 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
 - ・研究教育などの厳格な評価を行うため、学外から招聘した有識者・専門家による外部評価会議を設置する。
 - ・各研究科の研究教育の推進方策に関し学外者の意見を求めるためにアドバイザー委員会を設置する。
 - ・専門的な知識を必要とする業務について、外部有識者・専門家の活用を図る。
- 内部監査機能の充実に関する具体的方策
 - ・適正な大学運営を行うため、監査室を設置し、内部監査機能を強化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 研究教育組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
 - ・社会的要請や研究教育の進展に適切に対応できる研究教育体制を整備するために、総合企画会議を置き、研究教育組織の再編成や制度設計を行う。
 - ・平成18年度までに、情報生命科学専攻などの融合領域分野の研究教育体制のあり方を検討し、再編成を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 人事評価制度の整備・活用に関する具体的方策
 - ・教職員の適正な勤務評価制度を検討し、教職員の処遇と質の向上に反映できるよう、人事制度を検討する。

- 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ・教員選考会議を学長の下に設置し、募集する研究分野の決定及び教員の選考を行う。
 - ・研究教育の高度化及び多様化に適切に対応できるよう、外国人を含む優秀な人材を採用するため、年俸制を含めた人事制度を検討する。
 - ・共同研究・プロジェクト研究などを推進するために、外部資金などにより雇用される研究者や技術者の処遇について、柔軟な人事制度を検討する。
 - ・利益相反の観点も考慮し、産官学連携の推進やベンチャー企業の参画など、兼業・兼職制度を整備する。
- 教員の流動性向上に関する具体的方策
 - ・教員の業績評価に基づき、教員の研究教育能力を向上を図る施策を推進する。
 - ・研究教育の目的に応じ、大学独自の任期制教員のポストを導入する。
 - ・教員の選考に際しては、採用基準を明確化し、公知を徹底し、選考結果を公表する。
- 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
 - ・国籍、性別などを問わず能力、業績及び適性に基づく人材本位の公平・公正な採用を行う。
- 事務職員等の採用・養成に関する具体的方策
 - ・近畿地区国立大学法人等職員統一採用試験による採用の他独自の採用制度を整備し、優れた人材を採用する。
 - ・職員の養成においては専門性を高めるための研修制度を整備し、資格取得者などの処遇に反映させる。
- 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ・役員会において中長期的な大学全体の人事計画を策定し、計画に基づく人員管理を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策
 - ・事務組織に新たに企画室を設置し、事務組織を改編することにより、企画立案業務の強化、重複業務の削減などによる簡素化、合理化及び効率化を図る。
 - ・特に、次の事項について事務体制の整備充実を図る。
 - (1) 研究活動の支援、学術情報の提供及び研究集会の開催などの支援機能を強化するとともに、業務の一元化を図る。
 - (2) 教育活動の支援や学生の履修・成績管理に関する機能の充実・改善を図る。
 - (3) 国際交流の企画及び推進を担う人材の養成を図り、支援機能を強化する。
 - (4) 学生の生活相談、奨学制度や就職情報の提供を充実させ、修学支援機能を強化する。
 - (5) 本学同窓会を支援する事務体制を整備し、同窓生との連携を強化する。
- 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策
 - ・業務処理のマニュアル化を図り、定型的業務や効率化が図れる業務内容については、経費の費用対効果を勘案のうえアウトソーシングを検討する。
- 各種業務の効率化・合理化の具体的方策
 - ・大学情報データベースシステムを構築し、重複業務の削減及び業務の合理化により、事務の効率化を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 科学研究費補助金、受託研究、寄附金等外部資金増加に関する具体的方策
 - ・各種競争的資金などの公募情報を組織的に収集し、その情報提供の迅速化を図り、外部資金獲得の推進を図る。企業などの研究ニーズの調査及び学内研究シーズの組織的な収集を行うとともに、これらを学内外に周知し、受託研究・共同研究の推進を図る。

- 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策
 - ・大学の研究資源（成果、技術、情報）を産業界へ効果的に移転させるため、知的財産本部の充実を図り、特許などの知的財産を活用する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 管理的経費の抑制に関する具体的方策
 - ・経費の合理的かつ効率的な執行体制を確保するため業務監査システムを整備し、経費総額の抑制を図る。
 - ・大学情報データベースシステムの構築により重複業務の削減及びペーパーレス化を推進する。
 - ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策
 - ・資産を適正に管理・運用する体制を整備する。
 - ・新たな資産を形成するための方策を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 自己点検・評価の改善に関する具体的方策
 - ・評価会議を設置し、研究教育、社会貢献及び国際交流など全般について外部評価及び自己点検・評価を実施し、その結果を公表する。
- 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策
 - ・総合企画会議において、評価会議の点検・評価に基づき、研究教育・社会貢献及び国際交流などに関する新たな施策を企画立案する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・情報の発信・収集機能を高めるため、広報活動の業務を一元化し、その充実・整備を図る。
- ・研究教育、社会貢献及び大学運営に関する情報を広報誌・ホームページなどを通じて積極的に公表する。
- ・平成17年度までに、情報公開法、個人情報保護法などを踏まえて、大学にふさわしい個人情報保護制度の在り方を検討し、情報公開体制を確立する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 施設等の整備に関する具体的方策
 - ・新たな研究教育への展開や基礎研究の推進などに適切に対応するため、大学の施設設備の長期計画を策定する。
- 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策
 - ・全学的な視点から施設の管理運営をするために、施設マネジメントシステムの導入及び体制を充実させる。
 - ・施設マネジメントサイクルの確立とステップアップを図る。
 - ・施設の利用状況の点検・評価を定期的に行い、スペースの共有化など施設を有効活用するための運用システムを整備し、全学的な施設資源の効果的かつ計画的な活用を図る。
 - ・施設設備の機能劣化などの状況調査を行い、劣化した施設設備の安全対策などに係る計画的な予防保全、改修などを実施し、ライフサイクルコストの低減化を図る。
- 大学用地の整備に関する方策
 - ・段階的な取得を行っている大学用地について、長期借入金を活用して一括して取得する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・安全衛生管理を適切に実施するため、総合安全衛生管理委員会を設置し、環境安全管理室を置く。
- ・毒物、劇物、放射線物質などに関して、安全管理の実態を有資格者または専門業者により定期的に把握し、安全衛生管理体制を整備する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・学生及び教職員などに対して、教育面及び労働面から安全衛生管理に関する教育・講習を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

別紙参照。

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

16億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、研究教育の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修 ・奈良先端科学技術大学院大学 用地購入	総額 337百万円	施設整備費補助金（337百万円）

（注1）金額については見込であり、中期計画を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

（1）教職員の資質の向上

- 教員の研究教育能力の向上

- ・教員に対して教育技術に関する研修等を積極的に実施するとともに、研究教育等に関する評価制度を確立し、優れた人材を社会に送り出すために必要な教育研究能力の向上を図る。

○若手研究者の育成及び処遇改善

- ・ポストドクトラルフェロー等の若手研究者が相当期間研究に従事できるよう環境を整備するとともに、研究費や海外渡航経費等の助成制度を拡充し、若手研究者の育成を図る。

○研究支援職員の確保

- ・高度の専門性を有する技術職員等に対して、給与その他の処遇改善を行い、優秀な研究支援職員の養成を図る。

○事務職員の育成

- ・事務職員に対して、幅広い発想を身につけさせるため、学内外での研修を実施するほか、資格取得等を支援する体制を整備し、専門性の向上を図る。

(2) 計画的な人員管理による優秀な人材の積極的な登用

○教員の流動性及び多様性の向上

- ・優秀な人材を登用するため、民間機関等から採用する教員の労働条件の見直しを行う等、人事の流動性及び多様性の向上を図る。

○任期制事務職員の導入

- ・日常業務を担当する事務職員の一部に任期制の枠を設定し、事務体制の効率化を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 20,180百万円 (退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

○PFI事業

該当なし。

○長期借入金

大学用地一括購入事業

- ・償還期間：平成18～32年度(15年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
運営費 交付金			553	677	668	657	2,555	6,604	9,159

ただし、金額は金銭消費貸借契約による償還計画に基づき計算されたものであり、具体的な措置については、毎年度の予算編成過程において決定される。

○リース資産

該当なし。

別表 (収容定員)

平成16年度	情報科学研究科 421人 (うち博士前期課程 292人 博士後期課程 129人) バイオサイエンス研究科 330人 (うち博士前期課程 228人 博士後期課程 102人) 物質創成科学研究科 270人 (うち博士前期課程 180人 博士後期課程 90人)
平成17年度	情報科学研究科 421人 (うち博士前期課程 292人 博士後期課程 129人) バイオサイエンス研究科 330人 (うち博士前期課程 228人 博士後期課程 102人) 物質創成科学研究科 270人 (うち博士前期課程 180人 博士後期課程 90人)
平成18年度	情報科学研究科 421人 (うち博士前期課程 292人 博士後期課程 129人) バイオサイエンス研究科 330人 (うち博士前期課程 228人 博士後期課程 102人) 物質創成科学研究科 270人 (うち博士前期課程 180人 博士後期課程 90人)
平成19年度	情報科学研究科 421人 (うち博士前期課程 292人 博士後期課程 129人) バイオサイエンス研究科 330人 (うち博士前期課程 228人 博士後期課程 102人) 物質創成科学研究科 270人 (うち博士前期課程 180人 博士後期課程 90人)

平成 20 年 度	情報科学研究科	421人 〔うち博士前期課程 292人〕 博士後期課程 129人〕
	バイオサイエンス研究科	330人 〔うち博士前期課程 228人〕 博士後期課程 102人〕
	物質創成科学研究科	270人 〔うち博士前期課程 180人〕 博士後期課程 90人〕
平成 21 年 度	情報科学研究科	421人 〔うち博士前期課程 292人〕 博士後期課程 129人〕
	バイオサイエンス研究科	330人 〔うち博士前期課程 228人〕 博士後期課程 102人〕
	物質創成科学研究科	270人 〔うち博士前期課程 180人〕 博士後期課程 90人〕

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	36,084
施設整備費補助金	337
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,765
自己収入	4,512
授業料及入学金検定料収入	3,967
財産処分収入	0
雑収入	545
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	10,432
長期借入金収入	0
計	53,130
支 出	
業務費	40,596
教育研究経費	35,418
一般管理費	5,178
施設整備費	337
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	10,432
長期借入金償還金	1,765
計	53,130

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額 20,180百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程においては国家公務員退職手当法に準じて算定される。

【運営費交付金の算定ルール】

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

- ①「一般管理費」:管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

$L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

- ②「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $(D(x))$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ③「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

- ④「入学料収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑤「授業料収入」:当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II〔特定運営費交付金対象事業費〕

- ⑥「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑦「附属施設等経費」:附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑧「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑨「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

- ⑩「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
- (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
- (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$
- (4) $G(y) = G(y)$
- (5) $H(y) = H(y)$

$D(y)$:学部・大学院教育研究経費(②、⑥)を対象。

$E(y)$:附属施設等経費(⑦)を対象。

$F(y)$:教育等施設基盤経費(③)を対象。

$G(y)$:特別教育研究経費(⑧)を対象。

$H(y)$:入学料収入(④)、授業料収入(⑤)、その他収入(⑩)を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y):一般管理費(①)を対象。

M(y):特殊要因経費(⑨)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、別紙の「施設・整備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備費資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、過去の収入実績等により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費については、運営費交付金算定ルール及び「施設・整備に関する計画」により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	51,494
経常費用	51,494
業務費	42,467
教育研究経費	13,113
受託研究費等	9,174
役員人件費	560
教員人件費	13,140
職員人件費	6,480
一般管理費	1,812
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	7,215
臨時損失	0
収入の部	51,494
経常収益	51,494
運営費交付金	29,872
授業料収益	2,567
入学金収益	652
検定料収益	238
受託研究等収益	9,174
寄附金収益	1,231
財務収益	0
雑益	545
資産見返運営費交付金等戻入	4,482
資産見返寄附金戻入	18
資産見返物品受贈額戻入	2,715
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	53,659
業務活動による支出	44,278
投資活動による支出	7,087
財務活動による支出	1,765
次期中期目標期間への繰越金	529
資金収入	53,659
業務活動による収入	51,028
運営費交付金による収入	36,084
授業料及入学金検定料による収入	3,967
受託研究等収入	9,174
寄附金収入	1,258
その他の収入	545
投資活動による収入	2,102
施設費による収入	2,102
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	529

【注】 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込み額が含まれている。金額 529百万円